

内閣府政策統括官（重要土地担当） 特定任期付職員の募集について

内閣府政策統括官（重要土地担当）では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（政策統括官（重要土地担当）付参事官（生活関連施設等担当）付参事官補佐）

2. 募集人員

1名

3. 職務内容

政策統括官（重要土地担当）は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号。以下「本法律」という。）に基づく注視区域・特別注視区域の指定及び調査等に関する業務を行っています。

今回募集する方には、不動産全般に関する法的知見と訴訟実務の経験を有する法的専門家という立場から、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為が認められた場合の対応（土地等の利用者に対して勧告や措置命令を行うに当たっての手続など）、措置命令の処分に対する法的対応への備えなどの検討を行っています。

また、本法律の附則第2条には「法の施行後5年を経過した時点での見直し規定」を置いていることから、今後の法の執行状況や安全保障を巡る内外の情勢等を見極めながら、土地取得に関する制度の在り方などの政策対応に向けた課題検討にも関わってもらおうほか、対外的な調整業務などに携わってもらいます。

4. 応募要件

以下の（1）から（4）までのすべてに該当する方

- （1）弁護士資格を有し、2年以上の実務経験を有すること
- （2）次の業務内容における専門的知識を有すると判断できること
 - 勧告・措置命令に関する手続きの検討
（行政手続法、行政代執行法、行政事件訴訟法等の専門的知識）
 - 措置命令の処分に対する法的対応
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者
- （4）心身ともに健康で、任期中、継続して勤務が可能なこと

ただし、以下に該当する方は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法適用

8. 雇用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 業務の進捗状況等により、採用日から5年を超えない範囲内で必要に応じ任期の更新もあり得ます。

9. 勤務時間・休暇

原則として、午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（12月29日から1月3日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10. 勤務地

内閣府政策統括官（重要土地担当）

（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング内）

11. 応募方法等

(1) 提出書類

ア 履歴書（市販のもので可。6か月以内に撮影した顔写真添付、日中確実

に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載）

イ 志望理由（A4横書き、1,000字程度）

ウ 職務経歴書（これまで従事したことがある職種の期間、勤務先、職種、詳細な業務内容を具体的に記載したもの）

エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し（弁護士資格認定証、卒業証書）1通（学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。）

オ 戸籍謄本1通（発行日から3か月以内のもの）

但し、採用が内定した後の提出で差し支えないものとする。

（2）提出方法

郵送（封筒表面に朱書きで「**任期付職員募集書類在中**」と記載）

（3）提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
内閣府政策統括官（重要土地担当）庶務担当

（※勤務地と応募書類提出先の住所が異なりますので、ご注意ください。）

（4）応募締切

令和6年12月12日（木）郵送必着（持ち込み不可）

（5）その他

ア 戸籍謄本は、採用予定者の日本国籍の有無を確認するために提出を求められるものです。

イ 提出いただいた応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

ウ 応募書類に記載されている個人情報、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。

1.2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等のご連絡をします。

※ 応募状況に応じて、募集期間中に面接を行うことがあります。

1.3. 問い合わせ先

内閣府政策統括官（重要土地担当） 庶務担当 大橋、氏原

電話 03-6807-3408

1.4. その他

（1）応募の秘密については、厳守致します。

（2）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。

（3）採用内定後、戸籍謄本、弁護士資格認定証、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

※ 在職証明書が提出できない期間は、職務経歴に通算されませんので、ご注意ください。また、戸籍

謄本、弁護士資格認定証、卒業証明書、在職証明書を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている戸籍謄本、弁護士資格認定証、卒業証明書、在職証明書があった場合には、採用内定が取り消される場合があります。

- (4) 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。